

陳情番号	陳情第1号	受理日	令和元年8月5日
件名	西宮市から犯罪をなくす為に公務員は法律を遵守すること(陳情)		
陳情者	住所	西宮市河原町	
	氏名(団体名)	中筋 一彦	

#### 陳情の趣旨

西宮市(執行機関)と市民から信託を受け市民の税金から高額な報酬を受けている西宮市議会議員(議決機関)は下記の裁判(西宮市の関係ある刑事事件)の判決(証拠:1)を尊重して陳情書に添付した証拠と法律に基づき西宮市の違法行為及び犯罪行為を改めさせる審議を求める。

兵庫県本部警務部監察官室が平成29年9月8日付で受理した懲戒請求申立書を証拠とした民事訴訟の判決文書(証拠:1)で『懲戒処分の結果と証拠の返還』の訴えは却下されましたが「理由」に記載されている西宮市の刑罰上の行為を西宮市と以前より癒着がある兵庫県警捜査第2課と西宮警察署の司法警察員が陳情者の「所有地・住宅の訴訟詐欺事件」・官製談合「西宮市食肉センター指定管理の契約に係る廃棄物処理法違反」・墳墓発掘事件・暴力団との契約「駐車場の委託契約及び芦乃湯」を捜査せず告訴人(犯罪被害者)に不利益を与えた兵庫県警の司法警察員(56名)の違法行為(不当な捜査)が明白になりました。

平成31年3月15日 判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(行ウ)第5号 不作為の違法確認等請求事件

原告 中筋 一彦

被告 兵庫県

#### 主文

- 1 本件の訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 事実及び理由

- 1 請求の趣旨及び原因は、別紙「訴状」及び平成31年2月15日付け「回答書」の各写しのとおりである。
- 2 以下の事実は、証拠(甲1)から容易に認定することができるか、当裁判所に顕著な事実である。
  - (1) 原告は、平成29年9月8日付け「懲戒請求申立書」を兵庫県警察本部に提出し、要旨、以下の理由から、対象者56人について、憲法第15条1項及び通達(平成21年警察庁丙人発第83号)の基準に基づいて処分を求め(以下「本件申出」という。)

(理由)

原告が詐欺により被害を受け、同詐欺事件の犯人についての告訴状を警察官に提出し、担当警察官が原告に同事件の捜査を約束したのに、適切な捜査がされずに公訴時効が成立し、原告が現在まで被害を受けている。これ以外にも、原告が詐欺被害を受けたのに適切な捜査がされなかったことが複数回ある、また、原告は、公職選挙法違反事件等の不当な捜査により、不利益を受けたことがある、さらに、原告は、兵庫県西宮市で起きた官製談合・廃棄物処理法違反・墳墓発掘事件、市議会議員の脅迫事件、暴力団関係者と同市の契約事件について、たびたび告発等をしてきたのに、適正な捜査等がされていない。

(2) からは裁判所の審議の理由が記載されています。

P. 4

(3)

本件申出の対象者56名に対して懲戒処分等がされないことによって、原告に重大な損害が生ずるおそれがあり、又は、その損害を避けるため他に適当な方法がないとは認められないから、本件訴えは、同法37条の2項第1項の訴訟要件を欠くものである。

判決について神戸地方裁判所の事務官に見解を伺った。

中筋が「私が求めた判決は却下されていますが、理由の本件申出の対象者56名に対して懲戒処分等がされないことによって、原告に重大な損害が生ずるおそれがあり、又は、その損害を避けるため他に適当な方法がないとは認められないからの部分について兵庫県の訴訟事務担当課と兵庫県警に申出しようと思っています。」と言ったら。

神戸地方裁判所事務官は「却下判決が出ていますので兵庫県には判決文書は送付していません。手続きとして兵庫県は控訴できません。判決の理由等については裁判官が示した事実があります。その内容をもって兵庫県と訴訟外で協議については中筋さんの自由で、無理を言っているとは思いませんが、裁判所がしなさいと言えませんが理解して下さい。」と丁寧に対応して下さいました。

刑事訴訟法 第三百二十七条

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護士の合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述する事が予想されるその供述の内容を書面に記載した提出したときは、その文書又は供述すべき者を取調べないでも、その証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を防げない。

- 西宮市長と [REDACTED] との違法契約による税金約44億円の支出（任務違背行為）について西宮市民は何の恩恵もなく利益を受けてないのに市民の血税が年間約2億4,000万円を違法支出され又、2ヶ月に一度、[REDACTED] に違法な税金の支出金は約4,200万円であり執行機関の違法な税金の支出金、約44億円に議決を与えた市議会議員（任務違背行為）と官製談合と公的契約競争入札妨害をした西宮市と業者の責任は法律で定められています。（証拠：2）

平成31年1月17日付で兵庫県議会事務局議事課（議決機関）から兵庫県警察本部（執行機関）及び同日付で兵庫県警察本部総務課長への事務連絡書の公文書。  
（証拠：3-1）

平成31年2月4日付で兵庫県議会事務局議事課（議決機関）から兵庫県警察本部（執行機関）及び同日付で兵庫県警察本部総務課長への事務連絡書の公文書。  
（証拠：3-2）

平成31年1月31日付 西宮市職員措置請求書（証拠：3-3）

ア 平成31年2月22日付 上申書 監査委員

イ 平成31年1月31日付 住民監査請求 請求人提出証拠書類一覧表

「官製談合、公契約競争入札妨害、背任、詐欺、虚偽有印公文書作成・同行使等」をもって担当の司法警察官と法令と証拠に基づき協議して告発状を作成しました。

[REDACTED] の廃棄物処理と [REDACTED] の宿日直業務と許可がない [REDACTED] と西宮市が協議しての契約行為が官製談合であります。  
（証拠：3-4）

平成30年度 市民の声 NO、215号と [REDACTED] の回答書（証拠：3-5）

ア 市民の声NO、158号・イ 市民の声NO、183号

令和元年5月28日付で西宮警察署において官製談合（西宮市食肉センター指定管理）契約金、約44億円につて告発の手続きをしました。（証拠：3-6）

令和元年6月17日付 上申書 [REDACTED] 兵庫県議会議長（証拠：4-1）

令和元年6月3日及び17日に受理した陳情にかかる陳情文書表（証拠：4-2）  
兵庫県議会事務局議事課（議決機関）から兵庫県警察本部（執行機関）へ回付した公文書。

陳情者（犯罪被害者）が平成26年に上申書と膨大な資料を提出し相談をした最高検察庁監査官室指導部監察指導課に令和元年7月8日付で上申書（神戸地方検察庁特別刑事部の検事と兵庫県警捜査第2課との癒着による処分について大阪高等検察庁に相談した事実を記載）を提出しました。（証拠：4-3）

令和元年7月10日付 上申書 [REDACTED] 兵庫県議会議長（証拠：4-4）  
西宮市は陳情者に対し「犯罪被害者に該当しない。」と言ったが、大阪高等検察庁は「中筋さんは害を被った事に対し告訴する限り犯罪被害者です。」と回答。

陳情者（犯罪被害者）は兵庫県警の司法警察員の非違行為（違法捜査等）に対して令和元年7月16日付で警察庁 人事課に上申書を提出しました。（証拠：4-5）

令和元年7月29日付 上申書 [REDACTED] 兵庫県議会議長（証拠：4-6）

令和元年7月29日付 上申書 [REDACTED] 兵庫県議会議長（証拠：4-7）

陳情者（犯罪被害者）は西宮市塩瀬センター内の所有地の訴訟詐欺事件及び西宮市営住宅（2件）と店舗の訴訟詐欺事件と生活保護費不正支給の詐欺事件、計4件を兵庫県警察本部の指示で未解決事件として西宮警察署に告訴状を提出し更に、官製談合・芦原協議会の契約等は告訴を受理した西宮警察署の司法警察員が法令と証拠に基づき被告告訴人（市長、副市長、局長、関係職員、弁護士、市議会議員）は必ず事情聴取を受けますので被告告訴人の公務員は捜査に協力すること。

訴訟詐欺 最高裁昭和45年3月26日 第1小法廷

訴訟詐欺とは、広域は、裁判所を欺罔して相手方から財物または財産上の利益を騙取する行為をいう。裁判所に対して虚偽の申立てを行い、証拠を偽造するなどの方法によって裁判所を欺罔して自己に有利な判決を得、これに基づいて被害者から財物または財産上の利益取を取得する場合は、その典型的例である。

承継的共犯 大阪高裁 昭和62年7月10日 判決

- 先行者の犯罪遂行の途中からこれに共謀加担した後行者に対し先行者の行為等を含む当該犯罪の全体につき共同正犯の成立を認め得る実質的根拠は、後行者において、先行者の行為等を自己の犯罪遂行の手段として積極的に利用したという事にある。従って承継的共同正犯が、成立するのは、後行者において、先行者の行為及びこれによって生じた結果を認識・認容するに止まらず、これを自己の犯罪遂行の手段として積極的に利用する意思のもとに、実体法上の一罪（狭義の単純

一罪に限らない。)を構成する先行者の犯罪を途中からに共謀加担し、右行為等を現にそのような手段として利用した場合に限られると解するのが相当である。

- [redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、犯罪に関係した者に該当する判例。

平成29年11月1日付 [redacted] (西宮市議会議員)の告発状 (証拠: 5-1)

(公職選挙法違反その他) 被告訴人 [redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]。

平成29年12月19日付 不起訴処分 (証拠: ア)

平成29年12月21日付 不起訴処分理由告知書

公職選挙法違反は起訴猶予 (証拠: イ)

- 公職選挙法違反の議員は深く自ら進退を選択するべきであると思料します。

平成30年8月22日付 [redacted] (西宮市議会議員)の告訴状 (証拠: 5-2)

平成30年10月31日付 不起訴処分 (証拠: ア)

平成30年11月5日付 不起訴処分理由告知書 暴行罪は起訴猶予 (証拠: イ)

陳情者 (西宮市民) に暴行を加えた [redacted] の民事訴訟の訴状関係 (証拠: ウ)

被告訴人 [redacted] が陳情者に暴言を吐いた事実を [redacted] の控室にいた [redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted] と [redacted] (当時、市議会議員)、[redacted] (議会事務局長) の行為を [redacted] (神戸地方検察庁検察事務官事務取扱検察事務官事件係統括) に相談して作成した告訴状を西宮警察署長が平成30年9月10日付で受理した。 (証拠: 5-3)

平成31年度 市民の声 NO、080号

官製談合の相手である [redacted] に法律及び西宮市墓地条例違反までした上に便宜供与して墓地を建立させている墳墓発掘事件。 (証拠: 6-1)

平成31年度 市民の声 NO、081号 (証拠: 6-2)

西宮市食肉センターに係る監査時の答弁と違う事実。

平成31年度 市民の声 NO、141号 (証拠: 6-3)

[redacted] の役員に対して便宜供与している事件の証拠。

憲法第77条 最高裁判所の規則制定権

憲法第77条2項 検察官は最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

検察官とは、憲法第77条2項に根拠を有し、司法権の行使に密接に関わる存在で

ある。そして、検察官の事務を行うにあたっては、高度の専門知識及び法的思考力が要求される。さらに、検察官には公訴権が独占的に付与される（刑事訴訟法第247条）など、その権限は絶大である。そのため、検察官の任命資格は高い水準に置かれている（検察庁法第18条）。また、検察官には「公益の代表者」として、高度の職業倫理が求められる。（検察庁法第4条参照）

#### 捜査行政庁の法秩序の管理責任。

捜査行政庁には、不法行為を認知した場合は、官民（弁護士を含む）を問わずにその法秩序の管理責任として不法行為を中止・復元・回復及び検挙・起訴する責任がある。 警察法第2条・検察庁法第4条。

陳情者（犯罪被害者）の財産は自分で守る為に西宮市（執行機関）と西宮市議会（議決機関）の姑息な組織的犯罪（弁護士と共謀して市民の財産を騙取した事件や違法契約。）を阻止する為に、陳情者（犯罪被害者）の権利で証拠と犯罪事実を基に刑事訴訟法に基づく告訴・告発を終生続けます。法律については無知で嘘で固めて公権力のみ行使（公務員職権濫用）を続けて違法行為を改めない、法律に羈束され自由裁量権のない[REDACTED]（西宮市長）、西宮市職員（執行機関）と対峙するべき西宮市議会議員（議決機関）に陳情を通し忠告しておきます。

#### 刑法第103条 犯人蔵匿・犯人隠避

昭和24年8月9日 最高裁判所第一小法廷・昭和24（れ）1566

##### 判示事項

三 犯罪の嫌疑によって捜査中の者と刑法第一〇三条の「罰金以上ノ罪を犯シタル者」の意義。

##### 裁判要旨

刑法第一〇三条は司法に關係する國權の作用を妨害する害を処罰しようとするものであるから「罪を犯シタル者」は犯罪の嫌疑によって捜査中の者を含むと解釈しなくては、立法の目的を達しえない。

- 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

#### 刑法第104条 証拠湮滅

昭和36年8月17日 最高裁判所第一小法廷・昭和36（あ）148

##### 判示事項

捜査段階における参考人の隠匿と証拠湮滅の成立。

## 裁判要旨

捜査段階における参考人も刑法第一〇四条にいわゆる他人の刑事被告事件に関する湮滅に該当し、これを隠匿すれば証拠湮滅罪が成立します。

- 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造の証拠を使用した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

## 行政庁の裁量権・自由裁量

自由裁量の問題には、どの場合どの程度まで法律上行政庁が裁量権を行使し得るかという立法政策上の問題と、行政庁の裁量権の行使により権利を侵害されたとするものが、行政訴訟を提起してどの程度その権利侵害を救済してもらえるか、という訴訟法上の問題の二つの側面がある。

通説によると、行政行為は法規に拘束される態様により、羈束行為と裁量行為に区分される。

羈束行為とは、法規が一義的な定めをなしているため行政庁に裁量の余地がなく、単に法規を具体的に執行するにとどまる行為である。

裁量行為は法規が多義的な定めをなしているため、行政庁に一定の範囲の裁量の余地を認めている行為である。

裁量行為は更に、法規裁量（羈束裁量）と自由裁量（便宜裁量）とに分けられる。法規裁量とは何が法であるかの裁量、すなわち合法性の裁量であり、この意味で法に羈束され、裁量を誤ると違法行為となり訴訟対象となる。

自由裁量は何が行政上（公益上）の目的に合致するかの裁量である。

この意味で、法規が行政庁に対し一定の範囲で裁量をゆだねており、その範囲で裁量を誤っても、原則として不当の問題が生ずるだけで、司法審査に服さない（ただし裁量の限界を逸脱した場合は訴訟の対象となる「行訴法30条」）

行政庁には政治的裁量または技術的裁量は認められるが、しかし、といて、行政庁の恣意独断を認める趣旨でないことはいうまでもない。行政庁の裁量権には当然一定の限界がある。裁量権を濫用する場合はもちろん、裁量権の限界を超える場合（平等原則・理由のない差別扱いの禁止もここでいう限界といてよい（裁判・昭和30・6・24）は、単に不当だけではなく違法となる。

したがって、行政庁が裁量を恣意的に行使した場合は、それは裁量権の濫用とみるべきで、単に不当だけでなく違法な行為として裁判所はこれを審理し、その結果これを取り消すことができる（行訴法30条）

## 行政庁の裁量権の踰越と裁量権の濫用

行政庁に認められている裁量権の範囲内でなされた行為は、その判断が行政庁の自由な選択にゆだねられているから、その判断を誤ることがあっても、違法を構成することはなく、ただ単に不当であるにとどまる。したがって、司法審査に服することもない。

しかし、行政機関は裁量権の行使に当たって、法律による裁量権の限界のほか、一般法原則による制約を受けており、この制約に違反するときには裁量の違法をもたらす。この点は、行政事件訴訟法三〇条にも規定されている。

すなわち、裁量権の行使にも常に一定の限界があるということである。

裁量権が法の定める枠を超えて行使されたときは、それは違法な裁量権の行使となり、また、法が一定の事実の存在を前提として裁量権の行使を認めている場合には、その事実が存在しないにもかかわらず、処分を行えば、その処分は違法となる。

このような違法な裁量権の行使を裁量権の踰越（ゆえつ）という。

また、法が行政庁の裁量を認めている範囲においても、その裁量には、常に、行政の目的による条理上の制約が存在すると解さなければならない。

この条理上の制約としては、一般的にいわれる公益原則・平等原則・比例原則などが考えられており、これらの原則は、行政庁が裁量権の行使するにつき守るべき原則と解されている。

法が、行政庁の裁量権の行使を認めている場合であっても、行政庁の恣意専断を許すものと解されてはならず、行政庁の裁量権は、公益目的の増進、行政目的の円滑な遂行のために行使されなくてはならない。したがって、そのような法の趣旨を無視して、恣意的に、公正を欠く裁量を行い、平等原則に反する処分を行った場合などには、その処分は単なる不当にとどまらず、違法を構成するものといわなくてはならない。このような裁量権の行使を、裁量権の濫用という。

## 陳情項目

- 1 西宮市長、公務員特別職、西宮市職員（執行機関）と西宮市議会議員（議決機関）は憲法第99条 憲法擁護の義務「裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」、憲法第16条 請願権「請願したためにいかなる差別待遇を受ない。」、憲法第29条 財産権「財産権は、これを侵してはならない。」を遵守する事。
- 2 西宮市長、公務員特別職、西宮市職員（執行機関）と西宮市議会議員（議決機関）は地方自治法は基より平成28年4月1日付で閣議決定されて国家公安委員会(警察庁)に移管された犯罪被害者等基本法第161号及び西宮市(執行機関)が提案



し西宮市議会が議決を与えて、平成28年4月1日付で制定された西宮市犯罪被害者等支援条例を遵守し証拠に基づいて陳情の審議をする事。

- 3 西宮市長（執行機関）と西宮市議会議員（議決機関）は陳情者（犯罪被害者）が兵庫県警察常任委員会（議決機関）に提出した陳情書に添付した兵庫県議会事務局が兵庫県警察本部（執行機関）に回付した事務連絡の公文書や兵庫県警察本部（執行機関）が証拠資料等を法律に基づいて手続きしている議会制度（二元代表制）の運営を手本として西宮市民の代表者である西宮市議会議員（議決機関）は西宮市（執行機関）に対する議決権の濫用（公務員職権濫用）と馴れ合いを改め、憲法は基より地方自治法・西宮市犯罪被害者等支援条例・民法・刑法と照合した上、西宮市議会基本条例（住民の福祉の増進により寄与できるものと確信する。）を遵守しての採決を求めものである。